

民間投資促進特区(ものづくり産業版)による優遇制度等について

民間投資促進特区(ものづくり産業版)とは

復興特区法に基づき、地域資源や地域の強みなどを発揮し、沿岸部を中心に甚大な被害を受けたものづくり産業の早期復旧、復興を目指すため、復興推進計画(民間投資促進特区)を作成し、令和3年4月1日に内閣総理大臣から認定を受けました。

民間投資促進特区では、「自動車関連産業」「高度電子機械産業」「食品関連産業」「木材関連産業」「医療・健康関連産業」「クリーンエネルギー関連産業」「航空宇宙関連産業」「船舶関連産業」の8業種を集積させる復興推進事業を行うこととしています。

集積業種の事業者の方々が、復興に寄与する事業(新規投資や被災者雇用等)を行う場合には、復興特区法施行規則に基づく県の指定等を受けることにより、税制の特例を受けることができます。

法改正に伴い、令和3年4月1日より税制優遇の対象区域が沿岸部の15市町の一部に重点化されました。

(※)特定復興産業集積区域とは

東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域(雇用等被害地域)である津波浸水地域を含む市町における工業団地、工業専用地域等の用途地域、今後開発が可能な地域などの区域を指定しています。

集積を目指す業種(対象となる業種)

- 1 自動車関連産業……………自動車・同附属品製造業 及び その関連業種(シート、ガラス、電装品製造業 等)
- 2 高度電子機械産業……………電子部品・デバイス・電子回路製造業 及び その関連業種(電化製品、製造装置製造業 等)
- 3 食品関連産業……………食料品製造業、飲料・飼料製造業 及び その関連業種(容器、貼付物製造業 等)
- 4 木材関連産業……………木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業 及び その関連業種(家具、印刷物製造業 等)
- 5 医療・健康関連産業……………計量器・計測器・分析機械・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、医療用電子応用装置製造業 及び その関連業種(電子部品、衛生用品製造業 等)
- 6 クリーンエネルギー関連産業…石油化学系基礎製品製造業 及び 石油精製業のうち藻類から精製するもの、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、電池製造業、太陽電池製造業 及び その関連業種(電子部品、製造装置製造業 等)
- 7 航空宇宙関連産業……………航空機・同附属品製造業、ロケット・人工衛星製造業 及び その関連業種(シート、内装、機体製造業 等)
- 8 船舶関連産業……………船舶製造・修理業、船用機関製造業 及び その関連業種(シート、内装、船体、無線製造業 等)

指定申請・実施状況報告等 受付窓口

宮城県東部地方振興事務所地方振興部 0225-95-1414

お問い合わせ

宮城県東部地方振興事務所地方振興部 0225-95-1414

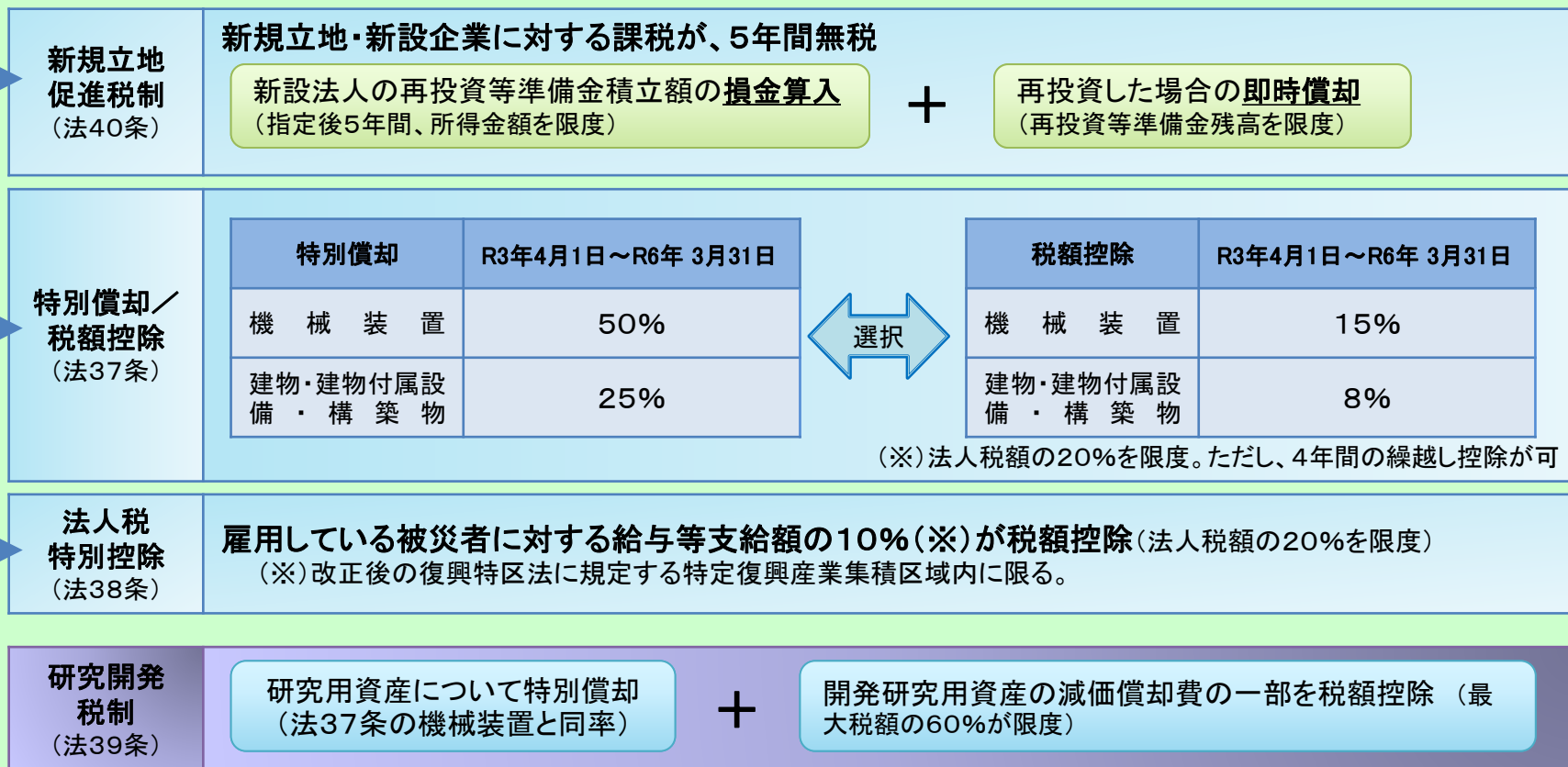
石巻市産業部商工課 0225-95-1111(内線3523・3524)

税制上の支援措置

特定復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出に寄与する新規立地や増設、被災者を雇用する企業について、以下の税制上の特例措置が受けられます。

1 国税の特例

選択適用



2 地方税の特例

特定復興産業集積区域内で施設又は設備の新増設を行った(法37条、39条、40条の指定を受けた)場合、県及び市町村の条例の定めるところにより、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免が受けられます。(令和6年3月末までの新増設分)

法人事業税(県税)

不動産取得税(県税)

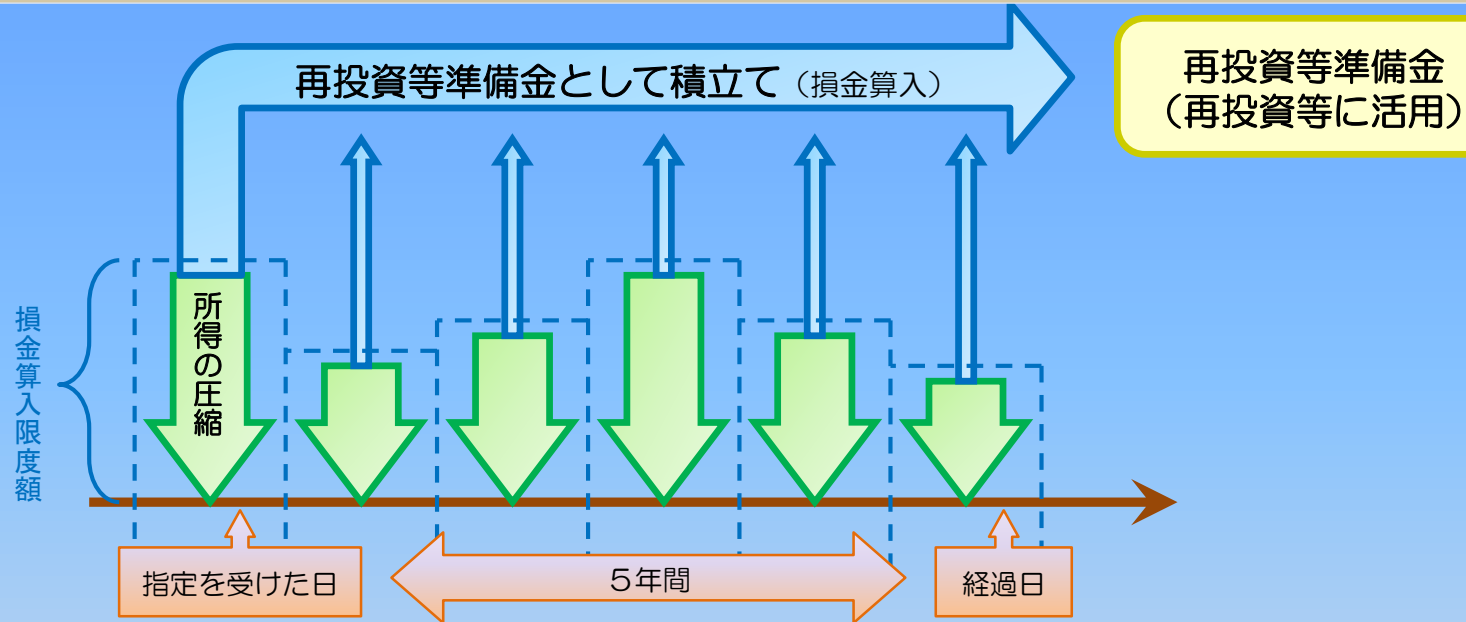
固定資産税(県・市税)

これらの地方税が最大5年間減免されます

1 国税の特例

① 新規立地促進税制(法第40条) (新規立地企業を5年間無税とする措置)

特定復興産業集積区域内に新設される、対象業種となる法人は、指定後5年間、課税が発生しないように特例が受けられます。



- ① 指定日から5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立金を損金の額に算入。
- ② 機械または建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却(準備金の範囲で即時償却)。

《適用の対象法人となる要件》

次に掲げる全ての要件を満たす法人に限ります。

- ・民間投資促進特区(ものづくり産業版)の認定の日(令和3年4月1日)以後に設立されたこと。
- ・被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が、1,000万円以上であること。
- ・民間投資促進特区(ものづくり産業版)で定められた事業のみを行う法人であること。
- ・事業を行うことについて、適正かつ確実な計画を有すると認められること。
- ・特定復興産業集積区域内に本店又は主たる事務所を有し、区域外に事業所等を保有しないこと。
ただし、以下の要件等を満たす事業所は、本店のある特定復興産業集積区域外へ設置することが可能
 - ①法人の主たる業務以外の業務を行う事業所であること。
 - ②その事業所の業務を行う従業員数の合計が、法人の常時使用従業員数の30%又は2人のいずれか多い人数以下であること。
- ・指定を受けた事業年度に3億円以上の機械または建物等の取得等を行うこと。
ただし中小企業者等は指定を受けた事業年度に3千万円以上もしくは指定を受けた年度から3年間の累計額が5千万円以上

② 特別償却又は税額控除(法第37条)

令和6年3月31日までの間に特定復興産業集積区域内において取得等した事業用設備等について、特別償却または税額控除が受けられます。

特別償却

取得等の時期 資産等の区分	令和3年4月1日～令和6年3月31日
機 械 装 置	50%
建物・建物付属 設備・構築物	25%

税額控除(※)

取得等の時期 資産等の区分	令和3年4月1日～令和6年3月31日
機 械 装 置	15%
建物・建物付属 設備・構築物	8%

選択

※当期の税額の20%が限度。ただし、超えた部分は4年間の繰越控除が可

《適用の対象となる資産》

原則として、指定を受けた日から令和6年3月31日までの間に取得等した減価償却資産(※)が対象となります。

(※) 特定復興産業集積区域内における産業集積事業の用に供した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(その取得、製作又は建設の後事業の用に供されたことがないものに限ります)。

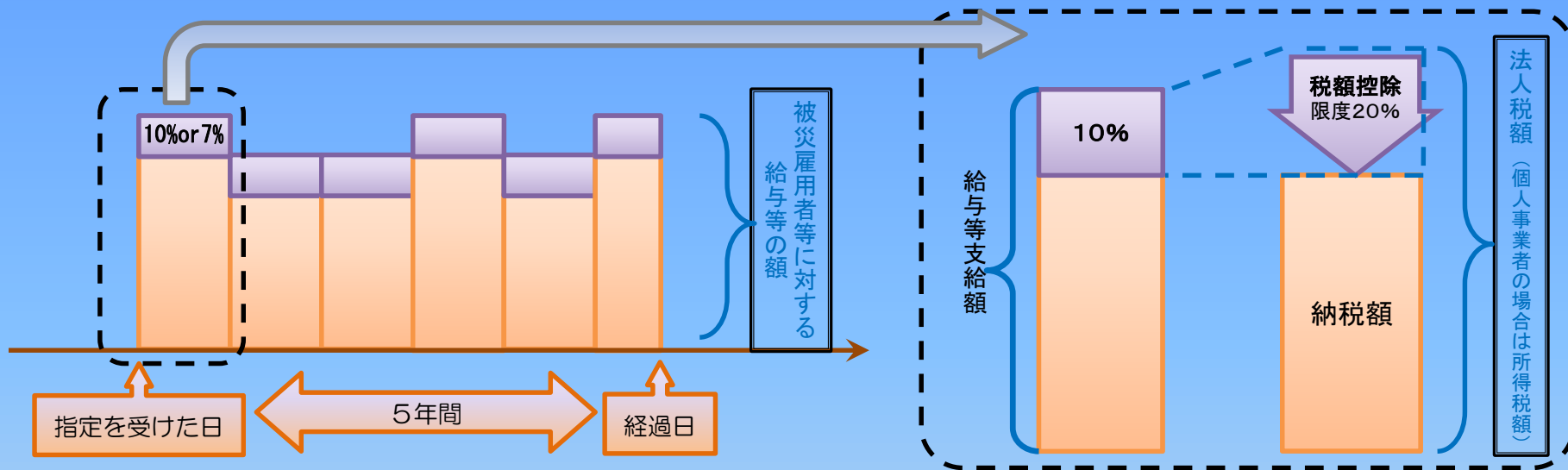
《適用の対象事業者となる要件》

次に掲げる全ての要件を満たす事業者に限ります。

- ・民間投資促進特区(ものづくり産業版)で定められた産業集積事業を実施する個人事業者または法人であること。
- ・事業を行うことについて、適正かつ確実な計画を有すると認められること など。

③ 法人税等の特別控除(法第38条)

特定復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者等に対する給与等支給額の10%(*)を、税額の20%を限度として控除が受けられます。



被災雇用者等とは、民間投資促進特区(ものづくり産業版)で定められた産業集積事業を実施し、特定復興産業集積区域内に所在する事業所に勤務する、次のいずれかに該当する方です。

- ・平成23年3月11日において、特定被災区域(*)に所在する事業所に勤務していた方。
- ・平成23年3月11日において、特定被災区域内に居住していた方。

※特定被災区域

改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内

《適用の対象事業者となる要件》

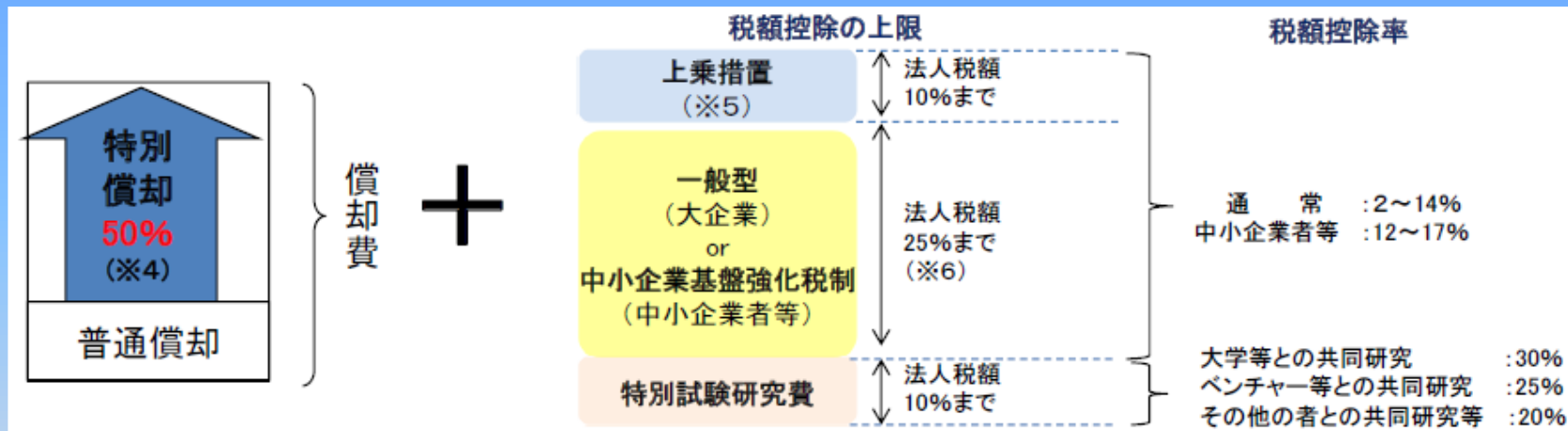
次に掲げる全ての要件を満たす事業者に限ります。

- ・民間投資促進特区(ものづくり産業版)で定められた産業集積事業を実施する個人事業者または法人であること。
- ・事業を行うことについて、適正かつ確実な計画を有すると認められること など。

① 新規立地促進税制、② 特別償却又は税額控除、③ 法人税の特別控除 は、いずれか一つの選択となります。

④ 研究開発税制の特例(法第39条)

特定復興産業集積区域内において、開発研究用減価償却資産を取得等した場合、特別償却ができるとともに、試験研究費・特別試験研究費として一定割合の税額控除が受けられます。



《適用の対象となる資産》

原則として、指定を受けた日から令和6年3月31日までの間に取得等した減価償却資産(※)が対象となります。

(※)特定復興産業集積区域内において、新製品の製造や新技術の発明・改善等を目的として特別に行われる試験研究の用に供される減価償却資産のうち、産業集積の形成に必要とされるもの(その取得、製作又は建設の後事業の用に供されたことがないものに限りません)。

《適用の対象事業者となる要件》

次に掲げる全ての要件を満たす事業者に限ります。

- ・民間投資促進特区(ものづくり産業版)で定められた産業集積事業を実施する個人事業者または法人であること。
- ・事業を行うことについて、適正かつ確実な計画を有すると認められること など。

2 地方税の特例

地方税の課税免除

特定復興産業集積区域内において、指定を受けた法人等は、条例で定めるところにより、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免が受けられます。 ※期限は令和6年3月末までの設備投資

《対象税目》法人事業税(県税)、不動産取得税(県税)、固定資産税(県税、市町村税)

特例を受けるには

特例の適用を受ける場合には、宮城県からの指定及び事業実施状況の認定が必要です。
事業者の皆さまに行っていただく手続きは、下記の①と③です。

① 指定事業者の指定の申請

指定事業者事業実施計画、その他の事項等を記載した申請書を、宮城県に提出します。



② 宮城県による指定

申請に基づき審査を行い、要件を満たしていると認められる場合、指定を行います。



③ 指定に係る事業の実施状況報告

指定を受けた事業者は、指定に係る復興推進事業の実施状況、収支決算等を記載した実施状況報告書を、事業年度終了後1ヶ月以内に、宮城県へ提出します。



④ 宮城県による認定書の交付

指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認められる場合、指定事業者に対して復興推進事業の実施に係る認定書を交付します。

※このほか、認定後の手続きとして、国税地方税窓口で別途、特例を受けるための申請等が必要となります。

提出していただく書類

様式は**特例の種類ごとに異なります**ので、ご確認のうえ作成、提出してください。

① 指定事業者の指定の申請 の際に必要となる書類

- (1) 指定申請書 (2) 事業実施計画書 (3) 指定要件に関する宣言書 (4) 定款及び登記事項証明書(個人の場合は住民票抄本)
 (5) その他参考となる資料

③ 指定に係る事業の実施状況報告 の際に必要となる書類

- (1) 事業実施状況報告書 このほか必要に応じ(2)~(6)の書類が必要です。
 (2) 貸借対照表及び損益計算書等 (3) 営業報告書等 (4) 被災者である雇用者の名簿及び給与支給額一覧
 (5) 雇用契約書、住民票等雇用者の被災者証明書類 (6) その他参考となる資料

指定申請書(例)

別記様式第2の4(第10条関係)

指定申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 印

東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する指定を受けたいので、東日本大震災復興特別区域法施行規則第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
- 個人事業者の住所又は法人の本店若しくは主たる事務所の所在地
- 設立年月日(法人に限る。)
- 指定事業者事業実施計画(別紙)

事業実施計画書(例)

別記様式第2の4(別紙)(第10条関係)

指定事業者事業実施計画書

- 実施する復興推進事業(以下「事業」という。)の内容
- 事業の実施場所
- 指定事業者事業実施計画期間及び希望する指定の有効期間
- 事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設(以下「設備投資」という。)に関する計画
 - 指定事業者事業実施計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円
 - 年度別内訳
 - 〇〇年度
 - 設備投資予定額 小計〇〇百万円
 - 内訳
- 事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画
 - 指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金の見込額 総計〇〇百万円
 - 年度別内訳
 - 〇〇年度
 - 事業の実施に要する資金の見込額 小計〇〇百万円
 - 内訳

設備名	設置予定地	取得予定年月日	取得予定価額	用途	事業内容

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

実施状況報告書(例)

別記様式第2の1(第9条関係)

復興推進事業に関する実施状況報告書

平成 年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 印

東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する指定(年 月 日付け)を受けた復興推進事業(以下「事業」という。)の実施状況について、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 事業の内容
- 事業の実施場所
- 指定事業者事業実施計画期間及び指定の有効期間
- 前年度における事業の実施状況
- 前年度における収支決算
- 事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設(以下「設備投資」という。)に関する実績
 - 指定事業者事業実施計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円
 - 年度別内訳
 - 〇〇年度
 - 設備投資実績額 小計〇〇百万円
 - 内訳

設備名	設置地	取得年月日	取得価額	用途	事業内容